

令和6年9月26日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町情報公開審査会
会 長 小 原 清 信

地域活性化起業人事業に関する公文書請求に係る審査請求について（答申）

みやき町情報公開条例第15条第1項の規定のに基づき、令和6年3月31日
付けみメ第594号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙の
とおり答申いたします。

記

1. 「地域活性化起業人事業に関する公文書公開請求」に対する公文書公開
決定の件

答申

1 審査会の結論

「地域活性化起業人事業に関する公文書公開請求」（以下、同請求の対象文書を「本件対象文書」という。）について、みやき町長（以下「実施機関」という。）が令和5年12月7日付けで行った公文書公開決定において、公開しなかった公文書について別表に掲げるものすべてを公開するのが妥当である。なお、存在しない文書に関しては、公文書不存在決定をすべきである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、次のものである。

- ・令和4・5年度の予算作成資料一式（積算根拠が分かる資料）（本件対象文書①）
- ・令和4・5年度の起工から協定書締結までの一連の流れがわかる関係書類一式（起工伺、公募の起案、募集要項、提案書、選考委員会関連、協定書及びそれに伴う起案書など）（本件対象文書②）
- ・令和4年度分のシミックホールディングス株式会社から提出された事業報告書一式（本件対象文書③）
- ・令和4年度分の事業成果及び検証結果の資料一式（本件対象文書④）
- ・令和3年度から現在までのシミックホールディングス株式会社（関連企業を含む）との協議記録書（メモを含む）及び双方向通信文書（メモを含む）すべて（本件対象文書⑤）
- ・令和3年度から現在までの内部記録協議書（メモを含む）及び上記以外の決裁文書すべて（本件対象文書⑥）

3 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張は次のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が令和5年11月24日付でみやき町情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて行った地域活性化起業人事業に関する公文書公開請求に対して、実施機関が令和5年12月7日付で行った公開決定について、すべてを公開するよう求めるものである。また、本件の公開請求に対する処分は情報公開決定であるにもかかわらず、該当文書なしとのことで情報が全く公開され

ていないものもあり、公文書公開決定通知と処分内容が矛盾している。

（２）審査請求の内容及び理由

ア 本件対象文書①を請求したが、公開された文書は予算書の写しのみであった。予算の積算資料は当然存在するはずであり、隠蔽していることは明らかである。

イ 本件対象文書④を請求したが「該当文書なし」とのことであった。事業を実施している以上当該に関する何らかの資料は存在するはずであり、隠蔽していることは明らかである。

ウ 本件対象文書⑤を請求したが、公開された文書は少なすぎる。令和４年第１回定例会（みやき町議会）の予算審議（令和４年３月９日）において、本件事業の派遣元の企業名について、町長に質問したところ、町長は「シミックとの協議が整いつつある」と明確に企業名を答弁している。このことから令和３年度からシミックホールディング株式会社（関連企業を含む）と通信連絡等していたことは明らかであり、公開された双方向通信文書（メールを含む）は少なすぎる。また、協議記録書（メモを含む）が全くないということは不自然であり、隠蔽していることは明らかである。

エ 本件対象文書⑥を請求したが、「該当文書なし」とのことであった。本件事業を計画・実施するにあたり、当然内部協議を実施しているはずであり、当該資料は存在するはずである。隠蔽していることは明らかである。

４ 実施機関の説明要旨

実施機関の説明及び弁明書の記載内容を総合すると、実施機関の主張は次の通りである。

（１）本件対象文書①については、令和４年度分について予算書の該当頁のみを公開した。また、令和４年度当初予算における本件事業負担金の積算根拠は、厚生労働省発表の賃金構造基本統計調査を基にしている。当該統計調査の内容は、インターネットで公表されている内容を参照したものであり、公開決定時にはその参照ページの印刷物を公文書と認識していなかった。また、令和５年度当初予算における当該負担金は、みやき町地域活性化起業人に関する協定書及び同覚書（以下「協定書等」という。）において年額 3、000 万円を上限とす

ると定めていることから、その金額を計上しており、予算資料として協定書等を文書として公開したところである。

(2) 本件対象文書②、③については、公開した文書が全てである。

(3) 本件対象文書④については、前記事業実績報告書以外に「令和4年度分の事業成果及び検証結果」に該当する文書は存在しない。本件事業の性格は即時性のある効果を期待するものではなく、長期的なスパンで効果を示すものと考えており、このため現状では年度ごとの事業検証は行っていない。

(4) 本件対象文書⑤については、当方と派遣元企業との間における通信文書(メール)はすでに公開したとおりであり、双方の担当者間におけるメールが公文書に該当するかという点について検討した結果、協定書等に関する内容となるため公開することが妥当と判断した。また、地域活性化起業人赴任後の派遣元企業との文書の往来は負担金に係る請求書のみである。

(5) 本件対象文書⑥については、内部協議の内容は原則として本件事業の進捗に合わせて決裁文書の形で記録および保管を行っており、内部協議の内容を反映したものとなっている。なお、協定締結式や県調査文書等の一部の決裁文書は、請求内容に該当しないと判断し公開を見送ったが、「上記以外の決裁文書すべて」と記載があり、審査請求が行われたことから、課内で管理している関係文書および資料等を整理・検証し、請求者の求める文書の認識を合わせた上で公開決定すべきだったと考える。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果次のとおり判断する。

(1) 条例第2条第1項第2号は「公文書」の定義について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と定めている。また、公的な業務を遂行する過程で作成され、その業務の記録や証拠となるようなメール及びメモについても、一般的には公文書と見なされると考える。

本件において、審査請求人は、公開されている公文書以外にも公文書が存在しているはずであると主張している。これに関して、当審査会は、実施機関より現在公開している文書とは別に、公文書公開請求の範囲外として公開しなかった文書や、組織的に用いるものとして体系的な整理を行っていないことから公文書ではないと判断し公開しなかった文書等が存在するとの説明を受けた。

当審査会は条例第17条第4項の規定により、実施機関へ本件対象文書について公開しなかった文書の提示を求めた（別表）。実施機関は、公文書公開請求時、これらを公開しなかった理由の一つとして、体系的整理がされていなかったためと説明しているが、体系的に整理していないとしても、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理している以上、当審査会はこれらの資料も組織的共用文書に該当すると判断する。よって、体系的整理がされていなかったという理由で公開請求の対象から外したことは適切ではなく、あくまで審査請求人の行った公文書公開請求の趣旨から判断して、公開請求の対象となるか否かを判断して決定すべきである。なお、当該文書等に関する説明を受ける中で、実施機関が公開しなかった文書についても、審査請求人が求めるようであれば公開して差し支えない旨の説明を受けた。

（２）当審査会は、本件対象文書①について、すでに公開されている協定書及び覚書に負担金に関する記載があり、これに基づいて予算作成を行ったとの説明を受けた。協定書及び覚書に記載した金額の根拠については、厚生労働省発表の賃金構図基本統計調査をもとに医療に関する知識を有するため多めの上限設定となっている旨の説明を受け、インターネットを印刷した資料を確認した。この資料については公文書に該当するため、公開すべきである。そのほかの積算根拠となりうる文書は確認できなかった。

（３）本件対象文書④は、地域活性化起業人事業の事業成果及び検証結果に係るものであるが、同事業は医療費削減を目的としており、具体的な事業内容は国民健康保険及び後期高齢者医療のレセプトデータを町より提供し分析を行うこと、またその分析結果より企画立案を行うことである。本件対象文書④については、分析は現在もなお作業中であるため結果が出ておらず、途中経過として報告を受けたものがすでに公開している文書のみであった。また、当審査会より起業人の業務状況について実施機関へ確認したところ、起業人の勤怠管理等は所属する会社にて管理され、町はその確認を目視で行っており、公文書公開請求時には写しを取っていないかったとの説明を受けた。このことから、審査請求人が求めるような事業成果及び検証結果の資料は存在しないとの実施機関の説明に特に不自然な点はないと考える。

(4) 本件対象文書⑤について、当審査会は、実施機関とシミックホールディングス株式会社（関連企業を含む）のメールのやり取りは公開したもの以外存在せず、協定締結前に面会をしたのは1回もしくは2回であり、いずれも議事録は存在しない旨、説明を受けた。また、協定書締結後は定例会と題して顔合わせや情報共有、意見交換等を行ったが、いずれも議事録は存在しなかった。

なお、既に公開されている実施機関がシミックホールディングス株式会社に送信したメール（2022年8月22日に送信されたもの）において、シミックホールディングス株式会社が同月18日に、みやき町長及び実施機関の担当職員の個人メールアドレス宛に、地域活性化企業人事業の月額経費を記載したと思われる資料を添付資料として送信していることが確認できるが、実施機関の説明によれば、個人のメールアドレスで受信したメールについては公文書に該当しないとの認識のもと、既に削除しており、残っていないとの説明であった。

しかしながら、個人のメールアドレスで受信したメールであったとしても、複数の職員宛に送信されたものであり、添付された資料の内容も地域活性化企業人事業の経費という事業の根幹にかかるものであって、組織的に利用されることが当然予定されているものである以上、公文書に該当すると考えられる。

したがって、当該メールおよび添付資料を廃棄したとの実施機関の説明については、その管理体制に問題があると言わざるを得ない。

(5) 本件対象文書⑥について、当審査会が確認したところ、公開されていない公文書が存在した。実施機関は公文書公開請求時に請求対象外と判断したもののだが、当審査会は公開すべきだと判断する。

(6) なお、今回の公文書公開決定の形式について、付言する。審査請求人の言うとおり、該当文書なしという理由で公開されていないにもかかわらず、1つの公文書公開決定通知書を交付したことは、通知と処分内容が矛盾しており、条例及び施行規則の適用を誤ったものである。公開決定の処分について、条例第11条第1項は「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をし、公開請求者に対し、その内容を書面により通知すること」としている。また、条例施行規則第3条は、「各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うこと」としている。よって、「該当文書なし。」との決定については条例施行規則第3条第1項第5号に該当するため「公文書不存在決定通知書（様式第6号）」をもって処分をすべきであった。また、部分公開をするのであれば、同項第2号に該当するため「公文書部分公開決定通知書（様式第3号）」を、公

文書を公開しない旨の決定であれば、「公文書非公開決定通知書（様式第4号）」を、それぞれ交付しなければならない。そして、これらの通知書には各様式にあるとおり、それぞれの処分理由を記載しなければならないことは言うまでもない。

以上のように判断し、冒頭のように結論する。

6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経過等
令和6年 4月 4日	諮問書受理
令和6年 4月 22日	第1回審査会（審議、実機関の経緯説明） （審査請求人の口頭意見陳）
令和6年 5月 27日	第2回審査会（審議、実施機関の資料説明）
令和6年 7月 29日	第3回審査会（審議、実施機関への聞き取り）
令和6年 8月 26日	第4回審査会（審議、答申の精査）
令和6年 9月 26日	第5回審査会（答申）

7 みやき町情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
委 員	田 代 英 毅
委 員	中 島 美 砂 子
委 員	酒 井 隆 司
委 員	服 部 洋

別表 公開しなかった文書一覧

	NO.	種別	文書内容
対象文書①	1	検討資料	年収ガイドホームページ(厚生労働省賃金構造基本統計調査内容)
対象文書⑥	2	起案文書(課内)	R4.6.10 地域活性化起業人制度活用等に関する調査について
	3	起案文書(課内)	R4.6.14 「地域活性化起業人」の募集状況に係る調査について【6月1日時点】
	4	起案文書	R4.9.13 シミックホールディングス株式会社との「みやき町地域活性化起業人に関する協定」締結式の挙行について
	5	起案文書	R4.10.17 みやき町地域活性化起業人事業計画書及び同事業に係る情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する特記事項について
	6	收受文書	R4.10.18 みやき町地域活性化起業人に係る情報セキュリティ及び個人情報の取扱いにおける管理体制・取扱区域・通常時及び緊急時の連絡先報告並びに特記事項の遵守に係る誓約について
	7	起案文書	R5.2.15 個人情報目的外利用申請について(保健課:国保総合システムデータ)
	8	收受文書	R5.2.16 個人情報目的外利用可否決定通知について(保健課:国保総合システムデータ)
	9	起案文書	R5.3.31 みやき町地域活性化起業人派遣に関する協定に係る覚書の締結について
	10	伝票 (支出負担行為)	R4.9.1 令和4年度地域活性化起業人負担金
	11	伝票(支出命令)	R5.5.2 令和4年度地域活性化起業人負担金
	12	伝票 (支出負担行為)	R5.4.1 令和5年度地域活性化起業人負担金
	13	伝票(支出命令)	R6.1.18 令和5年度地域活性化起業人負担金(第1期分)

	14	メール	R4. 4. 21 県さが創生推進課
	15	メール	R4. 8. 9 県さが創生推進課
	16	メール	R4. 8. 15 県さが創生推進課
	17	検討資料	R3. 3. 30 地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱【国要綱】
	18	検討資料	R3. 12. 1 令和3年度地域活性化起業人募集地方公共団体リスト
	19	検討資料	R4. 2. 2 クラウドシエン LAB ホームページ 地域活性化起業人解説
	20	検討資料	R4. 3. 9 令和4年3月議会一般質問者答弁書
	21	検討資料	芦屋町ヒアリングまとめ
	22	検討資料	芦屋町ホームページ 地域活性化起業人募集記事
	23	検討資料	芦屋町地域活性化起業人募集要領
	24	検討資料	他団体民間企業社員受入事例
	25	検討資料	JOIN(移住・交流推進機構)関係資料①
	26	検討資料	JOIN(移住・交流推進機構)関係資料②
	27	検討資料	地域おこし協力隊解説資料①
	28	検討資料	地域おこし協力隊解説資料②
	29	検討資料	総務省ホームページ 地域活性化起業人制度説明
	30	検討資料	総務省 地域活性化起業人制度説明
	31	検討資料	総務省ホームページ 地域活性化起業人制度と他事業の比較説明
	32	検討資料	総務省 地域活性化起業人制度 Q&A(業務メモ)